

御代田町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

御代田町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、当町に存する森林について、森林管理が円滑に実施されるよう当町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 当町の総面積は5,879haで森林面積が3,450.46haと総面積の58.7%を占めており、土地の管理や環境面で重要な位置を占めている。森林面積の内訳は、国有林が1,982.25ha（57.4%）、私有林は1,468.21ha（42.6%）である。
私有林内の樹種は、カラマツ50.3%、広葉樹38.3%、アカマツが5.5%となっており、カラマツが過半を占める。また、私有林の60%は、人工林が占めている。
- 森林経営計画が既に策定されている私有林は、佐久森林組合及びその他法人による豊昇団地（区域面積74.18haうち人工林50.28ha）、フジカーランドの森（区域面積4.29haうち人工林4.29ha）、東京ガスの森（区域面積190.29haうち人工林151.59ha）の3地域である。
- 町内の林業経営は、主に、上記森林経営計画が策定されている森林において実施されており、近年では東京ガスの森で再造林及び下草刈りが実施されている。
- その他の個人が所有する私有林は、森林面積の34%を占めており、一件当たりの保有規模は5ha未満が大多数を占め、経営規模は非常に零細である。
- 町内の規模の大きい私有林は、森泉山をはじめとした伍賀地区に分布しているが、既に森林経営計画等により施業済となっており、収益性のある森林の集約化についてはほぼ見込めない状況である。
- 町内を大きく小沼地区・御代田地区・伍賀地区の3地区に分け、御代田町防災マップ等と私有林の分布を照合すると、地区毎に以下のような特徴がある。
 - ・小沼地区
国有林の南側が広範囲に渡って土石流警戒区域に指定されている。また有害鳥獣による農業被害が多い地域であり、生活環境に資する森林整備について、検討が必要である。
 - ・御代田地区
住宅の多いエリアであり、宅地付近の森林に注意が必要である。また、沢沿いに急傾斜地警戒区域が広がっており、保全対象を含めて検討が必要である。
 - ・伍賀地区
私有林面積が最も大きい地区ではあるが、上記のとおり収益性のある森林

はほぼ施業されている。広範囲に渡って土石流警戒区域に指定されている箇所があるため、防災減災の観点から、検討が必要である。

- 以上の現状から、当町では防災減災等に重点を置き、森林整備を実施していくものとする。

(2) 基本的な考え方

- 当町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 森林整備を進めていくうえで、御代田町森林整備プランニングマップを作製し、森林経営管理制度の対象となる森林を抽出する。抽出した森林において、森林所有者に対して意向調査を実施し、森林所有者に制度への理解を得ていただくとともに、森林の経営管理についての意向を確認する。
- 御代田町森林整備プランニングマップの作製は以下のように行う。
町内の森林レーザー解析データ、路網解析データ、都市計画図などの基盤データを用いて、森林空間データ解析を行う。この解析データを元に、町内にて施業実績のある森林組合など、有識者の意見も踏まえて協議を行い、施業可能な森林かを判断する指標とする。
- 意向調査の結果を踏まえて、町へ経営管理の委託の申出があった森林のうち、御代田町防災マップの危険区域や周囲に保全対象があるか、整備することで森林の持つ公益的機能を発揮できるか等を踏まえて、優先的に整備すべき森林かを検討し、森林所有者との合意の下、経営管理権集積計画を定める準備を行うものとする。

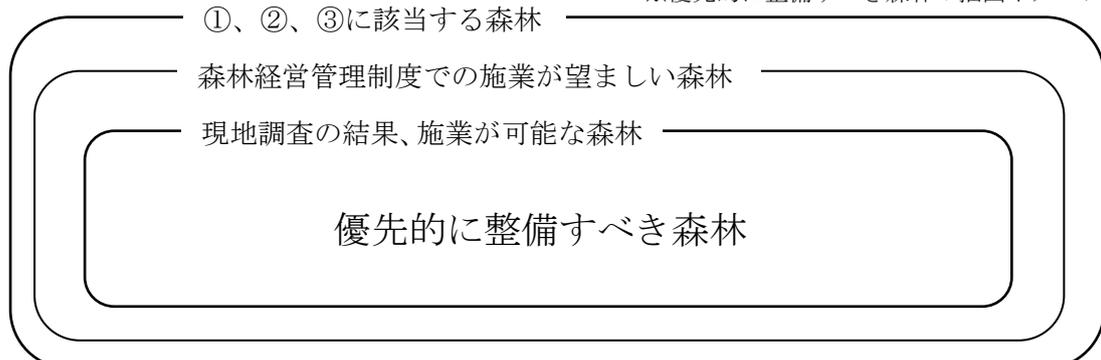
優先的に整備すべき森林について

優先的に整備すべき森林かどうかは以下の3点に該当するかで検討する。

- ①御代田町防災マップ指定区域であること
- ②森林整備によって保全すべき、公益機能を有する施設等があること
- ③防災減災、水源涵養、生活環境等に資すると認められること

このいずれか、もしくは複数を満たす森林、または現地の状況、その他の理由で森林整備が必要と判断される森林を優先的に整備すべき森林とする。

※優先的に整備すべき森林の抽出イメージ



3 森林の土地所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 町の意向調査から除外する森林

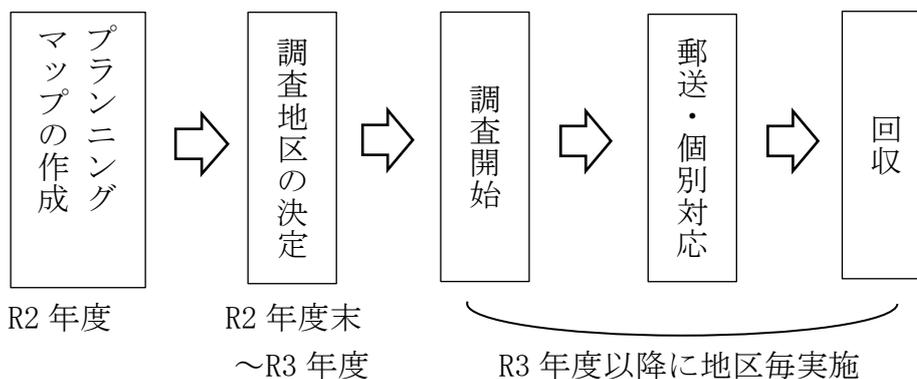
- ・ 森林経営計画樹立森林
豊昇団地（4林班）
フジカーランドの森（2038林班） 国有林内
東京ガスの森（10、13、14林班）
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
適宜検討する。
- ・ 公有林（町有林）
- ・ 団体有林
国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
一般社団法人 長野県林業公社
佐久浅間農業協同組合、森泉山財産組合、佐久市岩村田土地改良区
- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 意向調査対象森林の絞り込み

- ・ 御代田町森林整備プランニングマップにより、森林経営管理制度による施業が可能な森林の絞り込みを行う。
- ・ 上記にて抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上等、公益的に早急な整備が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

(2) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 意向調査は、令和3年度から開始する。
- ・ 意向調査は、森林整備の優先度が高い地区から進めることとし、その区域は御代田町森林整備プランニングマップに基づき決定する。
- ・ 調査方法は、郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）を検討する。
- ・ 意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。
- ・ 意向調査の流れ



4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、当町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、経営管理権を設定することの必要性が認められる場合には、経営管理権集積計画を作成し、経営管理権を設定するものとする。
- ・経営管理権を設定する必要がないと判断された場合には、当町の森林整備を推進する観点から、林業経営体へ当該対象森林について森林経営計画樹立の促進を図ることとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合等に照会し、林業経営体に経営管理を再委託するものとする（経営管理実施権の設定）。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・経営管理実施権が設定されていない森林は、町が森林経営管理事業を実施していく。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（プランニングマップの作成、意向調査、経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源として、実施をする。
- ・森林環境譲与税は、御代田町森林経営管理基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・御代田町森林経営管理基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について森林環境譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・意向調査対象森林については、随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、その結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は、現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、佐久地域の市町村と情報の共有やその他を連携して進める事項についても検討する。